

令和８年度木質バイオマス利活用可能性調査及び事業性評価業務委託  
企画提案書仕様書

1. 業務目的

本業務は、本市におけるバイオマス産業都市構想の策定から１０年が経過し、また、昨今の脱炭素社会への要請や資材価格高騰、技術革新などの社会情勢の変化を踏まえ、より具体的な実行フェーズへと移行していくため、特に重要な施策として位置付ける木質バイオマスの利活用について、その可能性調査及び事業性評価を業務委託により実施し、施策への反映につなげていくものである。

2. 業務内容

次の各号に掲げる業務を実施し、その成果物を納品するものとする。

(1) 木質バイオマスの賦存量調査及び分析

- ① 対象地域の森林資源量の把握
- ② 林地残材、未利用間伐材、剪定枝等の発生量調査
- ③ 収集可能量の推計と分析
- ④ 将来的な供給可能量の予測

(2) 木質チップ、薪などのマテリアルの生産・供給事業の事業性評価

- ① 原料調達コストの算出
- ② 加工・運搬コストの算出
- ③ 販売価格の設定と市場調査
- ④ チッパー、乾燥設備等の必要性評価
- ⑤ 収支予測
- ⑥ 事業リスクの分析
- ⑦ 採算性分析評価

(3) 公共施設（５か所程度）における設備導入の評価

- ① 各施設のエネルギー需要調査
- ② 小型木質ガス化発電設備、バイオマスボイラー等の導入選択評価
- ③ 施設ごとの適合設備の選定と比較（原則２機種以上）
- ④ 導入コスト、運用コスト、維持管理コストの算出
- ⑤ 環境性能評価（CO<sub>2</sub>削減効果等）
- ⑥ 経済性評価（投資回収期間、IRR 等）
- ⑦ 総合評価と導入推奨案の提示

(4) 前各号を踏まえた、臼杵市における木質バイオマスの有効活用等に関する総合的な施策の提案

3. 成果物

受注者は、業務完了時に以下の成果物を提出すること。

(1) 業務報告書

紙媒体により２部（秘書・総合政策課、農林基盤整備室用）

(2) 業務報告書に係る電子データ

業務報告書のPDF

バックデータ（Excel 又は CSV 形式）

(3) 前号のほか、提供可能な基礎データ一式

#### 4. 打合せ及び報告

- (1) 受注者は、契約締結後、直ちに業務実施計画書（任意様式）を作成し、業務の進め方について発注者と打合せ（オンライン可）を行う。
- (2) 本業務の実施に当たり、受注者は発注者と定期的に打合せ（オンライン可。原則として月1回程度。）を行うこと。なお、業務に必要な現地調査の実施と合わせて、これを行うことができる。
- (3) 前2号の打合せには、関係行政機関、臼杵市が相談中の専門家（省庁派遣のアドバイザー等）が参加する場合がある。
- (4) 事業実施の過程で方針に関わる重要な事象が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を仰ぐこと。

#### 5. 再委託の制限

本業務の主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、特に個別専門的な知見や技術等を要する項目について、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### 6. 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

#### 7. 参考資料

本業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる資料、情報リソースについて適宜参考とし、必要な整合を図ること。

- (1) 臼杵市バイオマス産業都市構想
- (2) 大分県バイオマス活用推進計画
- (3) バイオマス活用推進基本計画（令和4年9月6日閣議決定）
- (4) みどりの食料システム戦略（農林水産省）

#### 8. 留意事項

##### (1) 守秘義務

受注者は、調査の過程で知り得た個人情報や未公開の森林データ、その他秘密については、適切に管理し、本業務以外の目的で使用してはならない。

##### (2) 法令遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

##### (3) 中立性

特定の設備メーカーやプラント業者に偏った調査・評価は厳に慎み、公平かつ中立で客観的な業務実施に努めなければならない。

##### (4) 情報の正確性

根拠となる資料（公的統計、実測データ等）を明記し、出典元を明らかにすること。

##### (5) 著作物の使用

本業務に使用するイラスト、写真等の中で、第三者が権利を有するものを使用する場合には、第三者との間で発生する著作権とその他権利に関する手続、使用料等の負担と責任は全て受注者が負うこと。

##### (6) その他

前各号に掲げるもののほか、仕様書に定めのない事項については、発注者との誠実な協議の上、決定するものとする。